

『タクシー券』と『おつかいタクシー券』で 高齢者の移動と生活を支援します



市は、自動車の運転免許を持たない高齢者の買い物や通院などの移動を支援するため、タクシー料金の一部助成を行います。
 タクシーを利用しやすくするため、今年度は乗車1回に使用できる枚数の上限を6枚に増やします。
 また、タクシー事業者が行う買物代行サービスなどで利用できる「おつかいタクシー利用券」を新たに交付します。
 詳しくは、**交通政策課**(☎2264)または**高齢者移動支援センター**(☎0120-913-123)へ。

タクシー利用券とは

市は、高齢者の通院や買い物などの日常生活での移動を支援するため、タクシー利用券を配布します。

タクシー利用券は、乗降場所の両方、もしくはどちらか一方が市内のときに利用することができます。タクシー料金の一部として、支払いに利用できます。

〈助成内容〉

1枚500円のタクシー利用券を24枚交付します。

〈対象〉

次の①～③を全て満たす人が交付申請できます。

①本市に住所があり、現在居住している

②令和3年度内において75歳以上(昭和22年3月31日以前に生まれた人)

③運転免許証を所持していない
〈申請について〉

申請書(交通政策課、各行政センターまたは市ホームページにあります)に必要な事項を記入し、必要な物とともに、交通政策課または各行政センターで申請してください。
申請に必要な物 身分証明書(保険証など)

申請期限 令和4年2月28日(月)

交付方法 利用券は申請後、後日、郵送で交付します。窓口での即日交付はできません ※令和2年度に申請した人には、申請書を送付しています。必要事項を記入の上、同封の

返信用封筒で返送してください

タクシー利用券の使用手順

〈使用手順〉

①乗車の際に、運転手にタクシー利用券を使用する旨を伝えてください
 ②目的地に到着したら、タクシー利用券を運転手に手渡し、タクシー料金から助成金額を差し引いた金額を支払ってください ※タクシー乗車賃以上の利用券は使用できません
〈1回の乗車で使用できる枚数〉
 タクシー利用料金を超えない範囲内で、1人6枚まで使用できます。

〈使用期限〉

令和4年3月31日(木)

タクシー利用券を使用できる タクシー事業者

- ▽日本中央交通(株) (☎231828)
- ▽群北第一交通(株) (☎22245)
- ▽関越交通(株) (☎22538)

おつかいタクシー利用券とは

タクシー利用券の申請者には、「おつかいタクシー利用券」を後日交付します。

タクシー事業者が実施する買物代行サービスで利用することができます。「おつかいタクシー利用券」を使用することで、1000円で利用することができ、

制度の詳細については、別途、お知らせを予定しています。